

戸田建設株式会社「（仮称）五島市沖洋上風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年4月24日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）五島市沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書」について、戸田建設株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、長崎県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 長崎県五島市崎山沖
- ・ 原動力の種類 : 風力（洋上）
- ・ 出力 : 22,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 9月28日
環境大臣意見受理	平成28年12月 9日
経済産業大臣意見発出	平成28年12月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 2月20日
住民意見の概要等受理	平成29年 4月14日
長崎県知事意見受理	平成29年 6月30日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 8月 8日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年10月31日
住民意見の概要等受理	平成29年12月25日
長崎県知事意見受理	平成30年 3月28日
環境大臣意見受理	平成30年 3月29日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 4月24日

問合せ先:電力安全課 高須賀、岡田
電話:03-3501-1742(直通)

戸田建設株式会社「（仮称）五島市沖洋上風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

浮体式洋上風力発電に係る環境影響については、十分に解明されていない点があり、予測・評価には不確実性が伴う。このため、本事業の実施に当たっては、本事業者も実施を予定している水中音の発生による海生生物への影響及び風力発電設備等の構造物の存在による付着生物等の環境影響等について、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

- （１）最新の技術等の活用を積極的に検討した上で、事後調査を適切に実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。また、必要に応じて、環境監視等を実施すること。
- （２）追加的な環境保全措置等の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- （３）事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

（長崎県知事からの意見書の写しを添付）